

有料職業紹介手数料返還制度

求職者が入社辞退や自己都合により、または就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により 3 ヶ月未満に退職した場合、または求職者の責に帰すべき事由により解雇された場合、当社は求人者に対し、手数料の 50%を返還するものとする。

ただし、求人者の求職者に対する対応が、労働基準法、労働契約法をはじめとする労働社会保険諸法令に違反し、または各種ハラスメント等による不法行為があった場合、これを理由に求職者が退職した場合は、この限りでない。

許可番号 14-ユ-301725

事業所の名称及び所在地 株式会社フォルメント
神奈川県茅ヶ崎市富士見町 11 番 16 号
